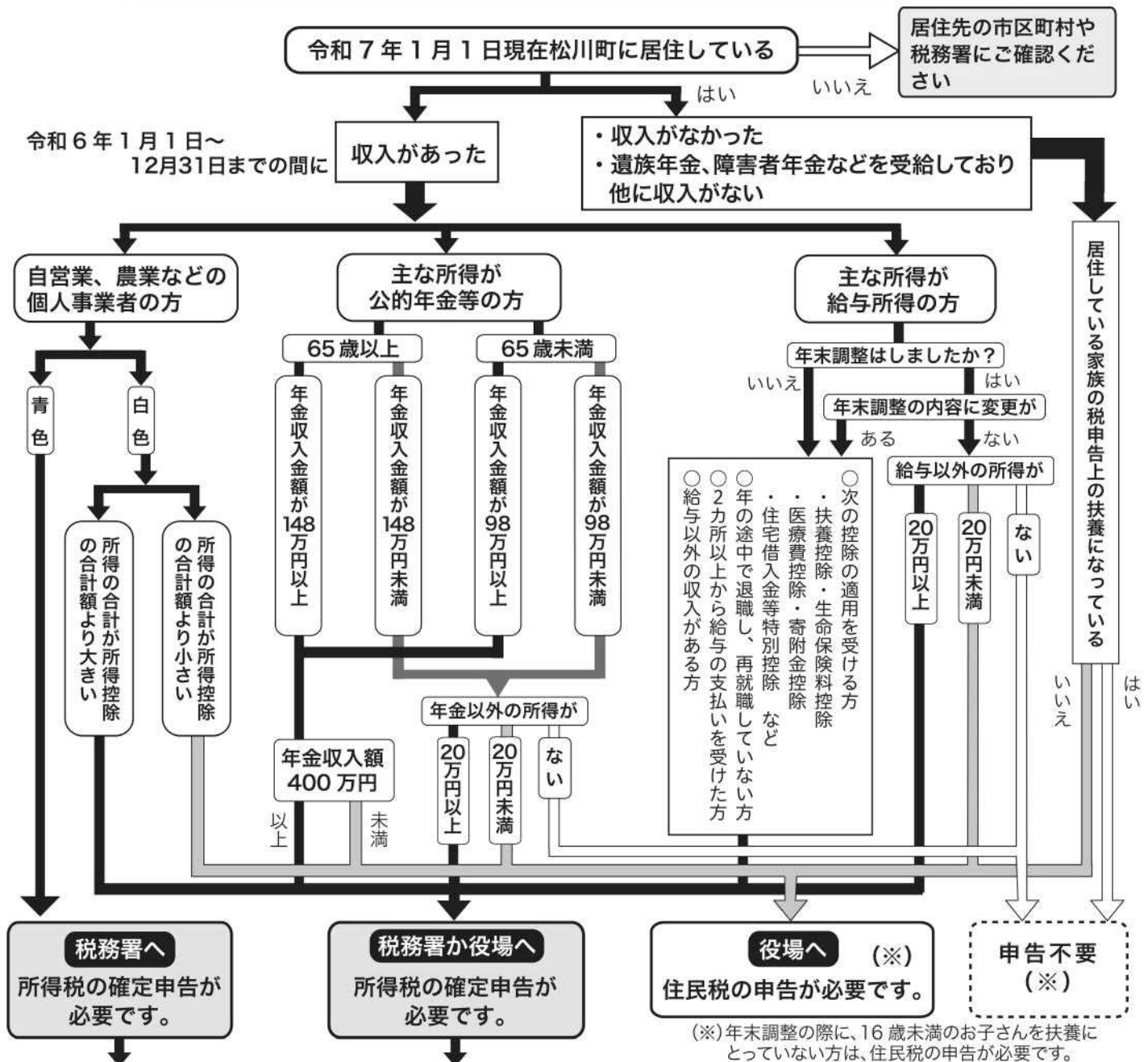


申告が必要かどうかチェックしてみましょう



国税庁ホームページからスマホやパソコンで申告書を作成することができます (<https://www.nta.go.jp>)

■次の方は、飯田税務署の申告会場で申告が必要です。

- 青色申告
- 土地建物、株などの譲渡所得の申告
- 住宅借入金等特別控除（1 年目）の申告
- 損失、繰越損失の申告
- 消費税や贈与税の申告

■日時：2月17日（月）～3月17日（月）

9：00～16：00 ※土日祝日は除く

◆今年度、飯田税務署での確定申告には、入場整理券が必要です。
詳しくは、次のページ（P6）をご覧ください。

パソコン・スマホから e-Tax で確定申告！

○メリット

- ・申告期間中であれば、24 時間好きな場所で申告可
- ・画面案内に従って簡単入力、自動計算で作成
（マイナポータル連携を行うと、該当箇所が自動入力されます）
- ・マイナンバーカードでオンライン提出
- ・入力した内容を印刷して郵送等で税務署へ提出可



←確定申告作成
コーナー



←マイナポータル
連携

図 飯田税務署 ☎22-1165



住民税務課 課税係 ☎36-7046